

成田小学校改築基本計画策定支援業務委託

プロポーザル審査要領

1. 審査要領の位置付け

この審査要領は、「成田小学校改築基本計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において、契約候補者を選定するためのプロポーザルの審査方法及び基準等を示しています。

2. 審査実施上の留意事項

次の場合は、事務局において応募者にその理由等を確認し、委員会に報告の上、審議するものとします。その結果正当な事由が無いと認められる場合には、得点に関わらずその者を選定しないことができることとします。

- (1) 管理技術者が建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する者でない場合。
- (2) 管理技術者及び総合（意匠）分野の担当技術者が、応募者の組織に属していない場合。
- (3) 管理技術者が1名でない場合。
- (4) 担当技術者が各1名でない場合。
- (5) 管理技術者がいずれかの担当技術者を兼務している場合又は、総合（意匠）、電気、機械の分野におけるいずれかの担当技術者が、構造を除く他の分担業務分野の担当技術者を兼務している場合。
- (6) 手持ち業務の状況について、管理技術者の延べ面積1,000㎡以上の設計業務の件数が5件以上の場合又は、総合（意匠）分野の担当技術者の延べ面積1,000㎡以上の設計業務の件数が3件以上の場合。
- (7) 総合（意匠）分野のうち、積算に関する業務を除く業務を再委託することとしている場合。
- (8) 設定した分担業務分野において、協力事務所が他の応募者の協力事務所となっている場合。
- (9) 協力事務所が、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成24年4月1日施行）に基づく指名停止措置期間である場合。
- (10) その他、設定した条件を満たしていない場合。

3. 第一次審査（技術提案書等の提出者の選定）

- (1) 技術提案書等の提出者の選定は、本要領に基づいて参加表明書等の審査を行い、委員会の審議により選定します。

- (2) 参加資格を有する応募者が多い場合は、評価点の上位4者程度を選定します。
評価点が高点となった場合はこの限りではありません。
- (3) 参加表明書等の評価項目及び配点は、下記のとおりとします。

| 評価項目及び配点（15点満点） | | 区分 | 評価点数 | |
|-----------------|----|-------|--------|-----|
| ①配置予定の技術者の資格 | 5 | 担当技術者 | 総合（意匠） | 2.0 |
| | | | 構造 | 1.0 |
| | | | 電気 | 1.0 |
| | | | 機械 | 1.0 |
| ②配置予定の技術者の業務実績 | 10 | 管理技術者 | | 4.0 |
| | | 担当技術者 | 総合（意匠） | 3.0 |
| | | | 構造 | 1.0 |
| | | | 電気 | 1.0 |
| | | | 機械 | 1.0 |

- (4) 評価項目①及び②の審査は、あらかじめ事務局にて行い、委員会に提出します。
- (5) 審査基準
- ① 配置予定の技術者の資格（別記第3号様式）

各技術者について、保有資格が資格評価表の（1）～（3）いずれかであるかにより評価点（1.0～0.2）を決定し、配点の評価点数を乗じます。

ア 配点表

| 評価項目及び配点 | | 区分 | 評価点数 | |
|-------------|---|-------|--------|-----|
| 配置予定の技術者の資格 | 5 | 担当技術者 | 総合（意匠） | 2.0 |
| | | | 構造 | 1.0 |
| | | | 電気 | 1.0 |
| | | | 機械 | 1.0 |

イ 資格評価表

| 分担業務分野 | 評価する技術者資格等 | 評価点 |
|--------|------------------------------|-----|
| 総合・構造 | (1)一級建築士、構造設計一級建築士 | 1.0 |
| | (2)二級建築士 | 0.4 |
| | (3)その他 | 0.2 |
| 電気 | (1)建築設備士、技術士、一級建築士、設備設計一級建築士 | 1.0 |
| | (2)一級電気工事施工管理技士 | 0.4 |
| | (3)二級電気工事施工管理技士、その他 | 0.2 |
| 機械 | (1)建築設備士、技術士、一級建築士、設備設計一級建築士 | 1.0 |

| | | |
|--|--------------------|-----|
| | (2)一級管工事施工管理技士 | 0.4 |
| | (3)二級管工事施工管理技士、その他 | 0.2 |

② 配置予定の技術者の業務実績

管理技術者は、小・中・義務教育学校整備の業務実績について、評価点の上位1つの業務実績を対象とし、各担当技術者は、担当する業務に係る業務実績の評価点の上位2つの業務実績を対象とします。配点方法は、同種又は類似による評価点の平均点(1.0~0.5)に配点を乗じます。(少数点以下第3位を四捨五入します。)なお、平成24年度以降から参加表明書等の提出日までに履行が完了した実績を評価します。

ア 配点表

| 評価項目及び配点 | | 区分 | 評価点数 | |
|---------------|----|-------|--------|-----|
| 配置予定の技術者の業務実績 | 10 | 管理技術者 | | 4.0 |
| | | 担当技術者 | 総合(意匠) | 3.0 |
| | | | 構造 | 1.0 |
| | | | 電気 | 1.0 |
| | | | 機械 | 1.0 |

イ 同種又は類似による評価点

| 評価項目 | 評価事項 | 本業務における立場 | 評価点数 | |
|------|---|-----------|------------|-------|
| | | | 業務実績における立場 | |
| | | | 管理技術者 | 担当技術者 |
| 業務実績 | 延べ面積5,000㎡以上の小・中・義務教育学校の新築又は改築の基本設計及び実施設計 | 管理技術者 | 1.0 | 0.75 |
| | | 担当技術者 | 1.0 | 0.5 |

※新築とは、既存建物のある敷地内に別棟で増築する場合を除きます。

※改築とは、建物の全部について改築することとします。

【例1】管理技術者の配点(業務実績のうち上位1つを対象。)

- (1) 小・中・義務教育学校の新築設計に関する業務実績
(立場が担当技術者の場合)

評価点=0.75

- (2) 管理技術者の配点

(1)の評価点 0.75 × 配点 4.0 = 3.0点

【例2】担当技術者(総合)

(総合の配点担当する業務の業務実績のうち上位2つを対象)

- (1) 小・中・義務教育学校の新築設計に関する業務実績の上位1位

(業務実績における立場が管理技術者の場合)

評価点=1.0

(2) 小・中・義務教育学校の新築設計に関する業務実績の上位 2 位

(業務実績における立場が担当技術者の場合)

評価点=0.5

(3) 担当技術者(総合)の配点

((1)の評価点 1.0 + (2)の評価点 0.5) ÷ 2

× 配点 3.0 = 2.25 点

4. 第二次審査(契約候補者の選定)

(1) 契約候補者の選定は、本要領に基づいて技術提案書等の審査及びヒアリングを行い、委員会の審議により最優秀者(第一位契約候補者)及び優秀者(第二位契約候補者)を特定します。応募者が1者であっても評価点が100点満点中60点以上であれば最優秀者(第1位契約候補者)とします。

(2) 技術提案書等の評価項目及び配点は、下記のとおりとします。

| 評価項目及び配点(100点満点) | | 区分 | |
|------------------|----|---------------------------------|----|
| ①第一次審査の評価点 | 15 | 配置予定の技術者の資格 | 5 |
| | | 配置予定の技術者の業務実績 | 10 |
| ②業務実施方針 | 25 | 業務実績の活用方法 | 10 |
| | | 業務の実施方針 | 10 |
| | | 業務への理解度及び取り組み意欲 | 5 |
| ③評価テーマに対する技術提案 | 50 | 評価テーマ(1) 校舎・グラウンド等と所要室の配置計画について | 30 |
| | | 評価テーマ(2) 工事中の安全計画について | 20 |
| ④受託予定金額 | 10 | — | |

(3) 評価点が100点満点の内60点に満たない場合は、契約候補者として選定しません。

(4) 評価点が同点の場合は、評価項目③の評価点が高い方を上位の者とします。

(5) 評価項目②又は③のうち、委員のいずれかが0点の評価をした場合は契約候補者として特定しません。

(6) 審査基準

① 評価項目①については、第一次審査の評価点を採用します。

② 業務実施方針

各委員の主観的評価により、それぞれの評価の着眼点について、技術提案書の内容及びヒアリング結果を総合的に評価します。評価点は各委員の

評価点（1.0～0）を平均して算出し、配点を乗じます。（小数点以下第3位を四捨五入します。）

| 評価の着眼点 | 配点 | 評価事項 | 各委員の評価点 | | | | |
|------------------|----|---|---------|-----|-----|-------|-----|
| 業務実績の活用方法 | 10 | 業務実績に基づく配置技術者の持つノウハウの活用方法。 | 1.0 | 0.8 | 0.6 | 0.4 | 0 |
| | | | 極めて良好 | 良好 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| 実施方針の的確性・独創性・実現性 | 10 | 業務の取組体制、設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）、特に重視する設計上の配慮事項等についての的確性、独創性、実現性。 | 1.0 | 0.8 | 0.6 | 0.4 | 0 |
| | | | 極めて良好 | 良好 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| 業務への理解度及び取り組み意欲 | 5 | 業務内容・業務背景・手続の理解度、積極性。（ヒアリング結果等による。） | 1.0 | 0.8 | 0.6 | 0.4 | 0 |
| | | | 極めて良好 | 良好 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |

③ 評価テーマに対する技術提案

各委員の主観的評価により、下記の評価テーマについて、技術提案書の内容及びヒアリング結果を総合的に評価します。評価点は各委員の評価点（1.0～0）を平均して算出し、配点を乗じます（小数点以下第3位を四捨五入します。）。

| 評価のテーマ | 配点 | 評価事項 | 各委員の評価点 | | | | |
|---------------------------|----|---|---------|-----|-----|-------|-----|
| (1)校舎・グラウンド等と所要室の配置計画について | 30 | 学校の運営・各種行事を考慮した上で、計画敷地内に校舎をおさめるとともに、グラウンドを最大限かつ有効に設けた配置計画。駐車場は全て敷地内に設けること。必要諸室を考慮したゾーニング。 | 1.0 | 0.8 | 0.6 | 0.4 | 0 |
| | | | 極めて良好 | 良好 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| (2) 工事中の安全計画について | 20 | 小学校敷地内において、居ながら工事を行うことか | 1.0 | 0.8 | 0.6 | 0.4 | 0 |
| | | | 極めて良好 | 良好 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |

| | | | | | | | |
|--|--|---------------------|--|--|--|--|--|
| | | ら、児童の安全を第一に考えた工事計画。 | | | | | |
|--|--|---------------------|--|--|--|--|--|

④ 受託予定金額

技術提案書等に記載の受託予定金額のうち、最低金額を記載した者の評価点 10 点とします。その他の者の評価点は、下記により算出します。（小数点以下第 3 位を四捨五入します。）

| |
|------------------------------|
| 算出方法 |
| 評価点 = 最低受託予定金額 ÷ 受託予定金額 × 10 |

(7) 技術提案の視覚的表現

技術提案書等における視覚的表現の取扱いについては、別添の国土交通省が公表している「建築設計業務委託の進め方—適切に設計者選定を行うためのマニュアル—」（平成 30 年 5 月全国営繕主管課長会議）の 49～53 ページを参照しています。

① 視覚的表現の基本的な考え方

プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案書の提出者は、設計対象に対する発想・解決方法等の評価テーマに対する考え方を、文章にて明確に表現することが基本となりますが、提案にあたり視覚的表現による補足が適切と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認めます。

② 評価対象としない視覚的表現

次に掲げる視覚的表現は評価対象としません。

- ・具体的な建物の設計又はこれに類する表現
- ・詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

【評価対象としない表現の例】

- 1) 具体的な設計図、模型（模型写真を含みます。）、精巧・精密な透視図等
- 2) 大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
- 3) 高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
- 4) 仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現